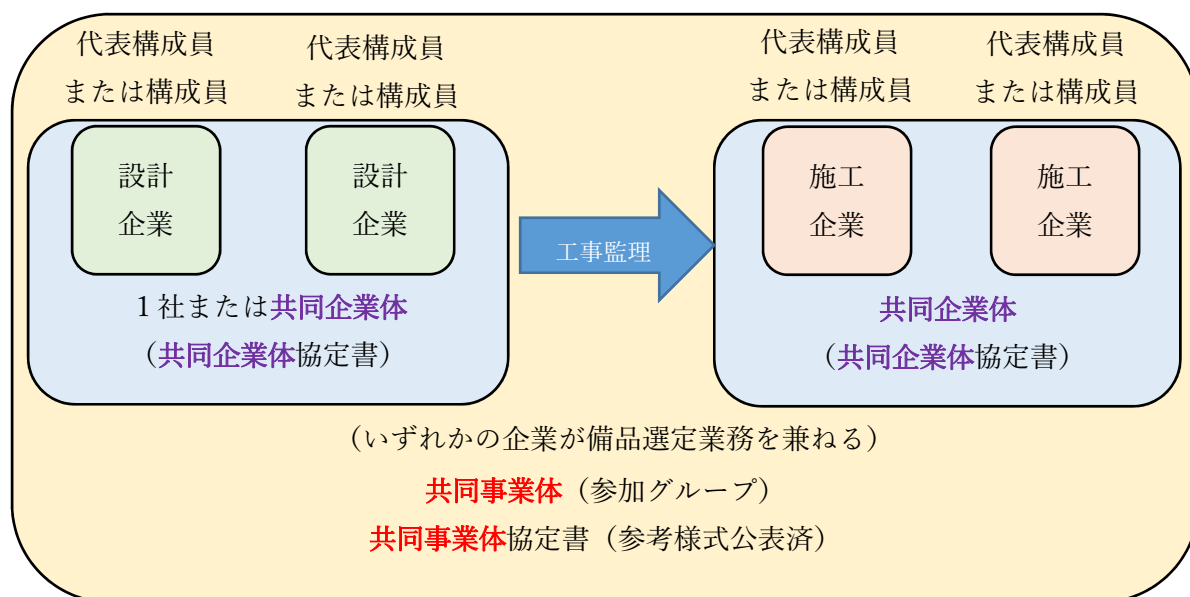


【事業への参加イメージ】



○設計企業、施工企業でそれぞれ（※設計は2社の場合）**共同企業体**を組成し、
なおかつすべての企業で一つの**共同事業体**として事業への参加表明を行う。

○代表構成員の統括代理人は監理技術者・現場代理人・設計監理技術者・設計照査技術者を兼任することができる。（工事請負契約書（案）9P 第14条）